16　前項第一号ハ又は同項第二号ハ及びニに掲げる事項は、当該自動車に係る法第百六十条第一項若しくは第百六十一条第一項の規定により提出された申告書又は同条第二項の規定により提出された修正申告書に既にこれらの事項が記載されていた場合に限り、前項の規定にかかわらず、記載を省略することができる。

附則第五条の見出し中「可燃性天然ガス」を「メタノール」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を削る。

附則第五条の二の見出し中「基準」を「天然ガス自動車」に改め、同条第一項を削り、同条第二項第一号中「その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準」を「第九条の二第三項第一号に規定する特定基準」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車」を「ガソリン自動車」に改め、同項各号を次のように改める。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　第九条の二第九項第二号に規定する平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第五条の二第六項を同条第二項とし、同条第七項を削り、同条第八項中「窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車」を「ガソリン自動車」に改め、同項各号を次のように改める。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　第九条の二第九項第二号に規定する平成二十七年度燃費基準達成レベルが百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第五条の二第八項を同条第三項とする。

附則第八条の三の三の見出し中「可燃性天然ガス」を「メタノール」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「自動車検査証」を「第十五条の九第一項に規定する自動車検査証（第四項及び次条において「自動車検査証」という。）」に改め、同項を同条第一項とし、同条中第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

附則第八条の三の四の見出し中「基準」を「天然ガス軽自動車」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「細目告示」を「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）」に、「その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準」を「第十五条の九第三項に規定する特定基準」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない」を「乗用の」に改め、同項各号を次のように改める。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　第十五条の九第四項第二号に規定する平成三十二年度燃費基準達成レベル（第四項第二号において「平成三十二年度燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第八条の三の四第五項を同条第二項とし、同条第六項中「窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない」を「貨物用の」に改め、同項各号を次のように改める。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のニに掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　第十五条の九第六項第二号に規定する平成二十七年度燃費基準達成レベル（第五項第二号において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。）が百三十五以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年度燃費基準三十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第八条の三の四第六項を同条第三項とし、同条第七項中「窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない」を「乗用の」に改め、同項各号を次のように改める。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百以上百二十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車又は平成三十二年度燃費基準達成車であることが記載されていること。

附則第八条の三の四第七項を同条第四項とし、同条第八項中「窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない」を「貨物用の」に改め、同項各号を次のように改める。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のニに掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百十五以上百三十五未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車、平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第八条の三の四第八項を同条第五項とする。

附則第二十三条第一項中「が法附則第五十二条第一項」を「が法附則第五十三条の二第一項」に改め、同項第一号イ中「被災自動車」を「被災自動車等」に、「附則第五十二条第一項」を「附則第五十三条の二第一項」に、「第百十四条第一項」を「第百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項」に、「にあつては、同項」を「には、これらの規定」に改め、同号ロ中「附則第五十二条第一項」を「附則第五十三条の二第一項」に改め、「この条」の下に「及び次条」を加え、「又は車両番号」を削り、同号ハを次のように改める。

ハ　当該被災自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等（自動車又は法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車のうち三輪以上のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1)　既に法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(2)　既に法附則第五十三条の二第二項（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年改正法」という。）附則第十四条第五項から第七項までの規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十三条の二第二項に規定する代替自動車